



平成 22 年 1 月 14 日

各 位

上場会社名	ヤマト インターナショナル株式会社
代表者名	取締役社長 盤 若 智 基
(コード番号)	8 1 2 7 東証第一部、大証第一部)
問合せ先	取締役経営企画室長 高橋 俊輔
	TEL (03) 5493-5629

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 1 月 14 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 22 年 2 月 24 日開催の第 63 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 自主管理型事業の拡大に伴い、現行定款第 2 条の事業目的に変更案第 3 号並びに第 5 号として新たに目的事項を新設し、また、現行第 1 号①及び第 2 号に定める事項を変更案第 1 号にまとめ、その内容を日常的に使用する表現に変更するとともに、その他所要の変更を行うものであります。
- (2) 当社の事業年度は毎年 12 月 1 日より翌年の 11 月 30 日までとなっておりますが、11 月は年末商戦を迎える重要な時期であり、従来の卸型中心の事業から、直営店等の自主管理型売場を主体とする事業運営へ転換してきた当社において、非効率と言えます。従いまして、当社事業の繁忙期と決算期の重複を避け、業務の効率化及び適時適切な開示を行うべく、事業年度を毎年 9 月 1 日より翌年の 8 月 31 日までに変更するものであります。

これに伴い現行定款の第 10 条、第 13 条、第 38 条、第 39 条、第 40 条の各条につき所要の変更を行うとともに、経過措置として、新たに附則を設けるものであります。

なお、グループ経営の効率化の観点から当社と同一決算期の連結子会社につきましても、同様の変更を行う予定であります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 22 年 2 月 24 日
定款変更の効力発生日	平成 22 年 2 月 24 日

以 上

[別紙]

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) <u>次の物品の販売ならびに貿易</u></p> <p style="padding-left: 2em;">① <u>繊維工業製品、衣服、その他の繊維製品および洋品雑貨</u></p> <p style="padding-left: 2em;">② <u>農産物およびその加工品</u></p> <p>(2) <u>外衣、中衣、下着類の加工ならびに製造</u></p> <p>[新設]</p> <p>(3) <u>化学工業製品、ゴム製品、窯業・土石製品、金属製品、一般機械器具、電気機械器具、輸送用機械器具および精密機械器具の貿易</u></p> <p>[新設]</p> <p>(4) <u>飲食業</u></p> <p>(5) <u>出版業</u></p> <p>(6) <u>コンピューターソフトウェアの設計、開発、保守および販売</u></p> <p>(7) <u>不動産の売買、賃貸借、仲介および管理業</u></p> <p>(8) <u>旅行業代理店業</u></p> <p>(9) <u>前各号に関連する事業への投資ならびに事業の共同経営</u></p> <p>(10) <u>損害保険代理業</u></p> <p>(11) <u>生命保険の募集に関する業務</u></p> <p>(12) <u>自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業</u></p> <p>(13) <u>有価証券の保有、売買および運用</u></p> <p>(14) <u>前各号に附帯する一切の業務</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(基準日)</p> <p>第 10 条 当社は、毎年 <u>11月30日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) <u>繊維工業製品、衣服、その他の繊維製品、靴、鞆、装飾品、その他の洋品雑貨および日用雑貨の製造、販売ならびに貿易</u></p> <p>(2) <u>農産物およびその加工品の販売ならびに貿易</u></p> <p>(3) <u>食料品、飲料、化粧品および古物の仕入および販売</u></p> <p>(4) [現行どおり]</p> <p>(5) <u>特許権、意匠権、商標権等の知的財産権の賃貸借および販売</u></p> <p>(6) —</p> <p>(7) —</p> <p>(8) —</p> <p>(9) —</p> <p>(10) —</p> <p>(11) — [現行どおり]</p> <p>(12) —</p> <p>(13) —</p> <p>(14) —</p> <p>(15) —</p> <p>(16) —</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(基準日)</p> <p>第 10 条 当社は、毎年 <u>8月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>

<p>2. 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>2. 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p>
<p>(招 集) 第 13 条</p> <p>第 3 章 株主総会</p> <p>定時株主総会は、毎年 <u>12 月 1 日</u> から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に招集する。</p>	<p>(招 集) 第 13 条</p> <p>第 3 章 株主総会</p> <p>定時株主総会は、毎年 <u>9 月 1 日</u> から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に招集する。</p>
<p>(事業年度) 第 38 条</p> <p>第 6 章 計算</p> <p>当社の事業年度は、毎年 <u>12 月 1 日</u> より翌年の <u>11 月 30 日</u> までとする。</p>	<p>(事業年度) 第 38 条</p> <p>第 6 章 計算</p> <p>当社の事業年度は、毎年 <u>9 月 1 日</u> より翌年の <u>8 月 31 日</u> までとする。</p>
<p>(剰余金の配当) 第 39 条</p> <p>当社の剰余金の配当は、毎年 <u>11 月 30 日</u> の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行うものとする。</p>	<p>(剰余金の配当) 第 39 条</p> <p>当社の剰余金の配当は、毎年 <u>8 月 31 日</u> の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行うものとする。</p>
<p>(中間配当) 第 40 条</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>5 月 31 日</u> の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項の規定による剰余金の配当（以下「中間配当」という。）を行うことができる。</p>	<p>(中間配当) 第 40 条</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>2 月末日</u> の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項の規定による剰余金の配当（以下「中間配当」という。）を行うことができる。</p>
<p>[新設]</p>	<p>附則</p> <p><u>第 38 条（事業年度）の規定にかかわらず、平成 21 年 12 月 1 日から始まる第 64 期事業年度は、翌年 8 月 31 日までの 9 ヶ月間とする。</u></p> <p><u>第 40 条（中間配当）の規定にかかわらず、平成 22 年 2 月末日を基準日とする中間配当は、行わないものとする。</u></p> <p><u>本附則は、第 64 期事業年度経過後、これを削除する。</u></p>

以 上